

# 第63回 鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和3年3月22日（月） 17時30分～  
場所：災害対策本部室（本庁舎3階）ほか

- 1 開 会
- 2 本部長あいさつ
- 3 報告事項
  - （1）鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部について
  - （2）ワクチン接種について
  - （3）鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第67回）の概要について
  - （4）市長メッセージ
- 4 閉 会

# 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部について ①

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和3年1月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施すべき期間とされている同年3月21日をもって、緊急事態が終了する旨を公示した。

【出典：内閣官房：新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の概要  
（令和3年3月18日発出）】

# 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部について ②

## 【新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）】

### （市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

### （市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

## 2 ワクチン接種について ①

### ワクチン接種の目的及び概要

#### 【接種目的】

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことで鳥取市民の安心と安全を確保するため、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種を進めることを目的とする。

#### 【接種の概要】

##### 1 対象

鳥取市民 185,890人（基準日R3.1.1人口）

##### 2 接種方法

医療機関等での個別接種と集団接種の併用  
※交通弱者に対して、シャトルバス運行等による集団接種会場までの移送支援を予定。

##### 3 接種回数

2回

##### 4 接種料金

無料

##### 5 ワクチン

国の承認を受けたワクチン（ファイザー社製）

## 2 ワクチン接種について ②

### 接種順位及び対象人数

No.	対象者	対象人数	算定方法 ※1
1	医療従事者	5,577人	総人口の3%
2	高齢者（65歳以上） ※2	57,718人	R3.1.1現在の住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計
3	基礎疾患を有する者 ※3	11,711人	総人口の6.3%
4	高齢者施設等従事者	2,788人	総人口の1.5%
5	上記以外の者	108,096人	総人口－上記区分の対象人数の合計
	合計	185,890人	R3.1.1現在の住民基本台帳年齢階級別人口

※本市が計画する接種の対象者は、上記のうち医療従事者5,577人を除いた180,313人。

※1 対象人数は国策定の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（2.1版）」に掲載の接種対象者数の算定方法の例による。

※2 令和3年度中に65歳以上に達する人

※3 1. 以下の病気や状態の方で、通院または入院されている方

- ①慢性の呼吸器の病気 ②慢性の心臓病（高血圧を含む。） ③慢性の腎臓病 ④慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ⑦免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。） ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ⑪染色体異常
- ⑫重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ⑬睡眠時無呼吸症候群
- ⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

2. 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

## 2 ワクチン接種について ③

### ワクチン接種に関する相談体制

#### 【市町村】接種手続き等に関する一般的な相談

- ◆鳥取市 新型コロナワクチン接種専用コールセンター
  - ・受付時間:8:30~17:15(土日・祝日も含む)
  - ・連絡先:TEL 0857-30-8535

#### 【都道府県】医学的知見が必要となる専門的な相談

- ◆鳥取県 新型コロナワクチン相談センター ※3月8日(月)開設
  - ・受付時間:9:00~17:15(土日・祝日も含む)
  - ・連絡先:TEL 0120-000-406 FAX 0857-50-1033

#### 【国】コロナワクチン施策の在り方等に関する問合せ

- ◆厚生労働省 新型コロナワクチンコールセンター
  - ・受付時間:9:00~21:00(土日・祝日も含む)
  - ・連絡先:TEL 0120-761-770

## 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第67回）

- 日時：令和3年3月22日（月） 午後4時45分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事  
令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局  
総務部、福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部  
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター  
鳥取市保健所、アドバイザー（鳥取大学 景山教授）
- 議題：
  - （1）緊急事態宣言の解除に伴う対応、メッセージについて
  - （2）第4波を迎える医療体制について
  - （3）新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況について
  - （4）その他

# 緊急事態措置の終了

- ・令和3年3月21日をもって緊急事態を終了する。
- ・緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応(3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を踏まえ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進める。

## 【緊急事態宣言の対象地域・期間】

対象地域	始期	終期
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（1都3県）	1月8日	3月21日
岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県（2府4県）	1月14日	2月28日
栃木県（1県）	1月14日	2月7日

# 緊急事態宣言解除後の対応

## 1. 飲食の感染対策

- ・ガイドラインの見直し・徹底による飲食店等における感染防止策の促進
- ・クラスター対策の強化、改正特措法の活用などによる早期対応 等

## 2. 変異株対策の強化

- ・①水際措置、②サーベイランス体制、③感染拡大防止策、④普及啓発、⑤研究開発の5つの観点から取組を強化し、積極的疫学調査と検査等によりクラスターの迅速な封じ込め、社会全体での変異株の感染拡大の防止
- ・変異株スクリーニング検査での抽出割合を早期に40%程度まで引き上げ

## 3. モニタリング検査など感染防止対策の強化

- ・戦略的な検査、感染拡大の予兆探知のためのモニタリング検査の実施
- ・積極的疫学調査の徹底、高齢者施設対策、保健所の体制強化

## 4. ワクチン接種の着実な推進

- ・医療従事者等、高齢者や基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種を着実に推進

## 5. 医療提供体制の充実

- ・4月中を目途に「検査体制整備計画」を見直し
  - ・5月中までに「病床・宿泊療養施設確保計画」を見直し
- ⇒「相談・受診・検査」「療養先調整・搬送」「転退院・解除」の流れ確保

## 緊急事態宣言解除後の往来について

- ◆「**感染流行嚴重警戒地域(V)**」との往来 ⇒ **今一度予定を見直して、不要不急の往来は控えてください。**
  - ◆「**感染流行警戒地域(IV)**」との往来 ⇒ **不要不急の往来については慎重にご判断ください。**
    - 「**感染流行嚴重警戒地域(V)**」: 宮城県、東京都、沖縄県
    - 「**感染流行警戒地域(IV)**」 : 埼玉県、千葉県
- ※R3.3.22現在 変更は鳥取県ホームページで随時掲示します。

### ⇒これらの地域に往かれた場合

#### ○会食される際は、次のことに気をつけてください。

- ・食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用。
- ・できれば同居家族などいつも近くにいる人のみで少人数で。
- ・換気が良く、座席間の距離も十分に適切な大きさの亚克力板が設置され、混雑していないといった安心な店を選択。

### ⇒これらの地域から本県に来県、帰県された場合

- 本県内で**2週間は会食など飛沫が飛んで感染のおそれが高い行動は控える**ようにしてください。
- 倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず「**受診相談センター**」や「**接触者等相談センター**」にご相談ください。

#### 【受診相談センター】

受付時間: 9:00～17:15 0120-567-492(コロナ・至急に)

聴覚に障がいがある方はFAX 0857-50-1033

上記以外: [東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

#### 【接触者等相談センター】

[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

- ◆**体調に不安があるときは往来を控えてください。**

## 年度末、年度はじめを迎えて

◆本県の雄大な自然を活かし**屋外でのびのびと花見を楽しみましょう。**

※感染予防はしっかりと。

- 宴会や会食での大騒ぎやコップ等の共用は避けましょう。
- 隣や前後の方と概ね2mの間隔をあけてください。
- 体調不良の方はでかけないようにしてください。

◆**歓送迎会など飲食を伴う宴会についても、会話時のマスク着用、少人数で、大騒ぎを控え、短時間で切り上げるなど感染リスクを下げながら楽しんでいただいでかまいません。**

◆歓迎会等の計画は、**感染拡大している地域から来られた方がおられる場合、来県されてから2週間を経過した後に参加できるように配慮してください。**

◆お店を利用する際は、感染予防対策をしっかりと実施していることを県と専門家が確認した**「新型コロナ対策認証事業所」**、自ら感染予防対策に取り組む**「新型コロナウイルス感染症予防対策協賛店」**、エリア内の事業所が感染予防対策を徹底していることを宣言している**「安心観光・飲食エリア」**を積極的に活用しましょう。



# 感染予防が大切です

◆親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っています。引き続き「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人の感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に十分注意を払っていただきますようお願いいたします。リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意しましょう。

- ①帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)の手洗いを徹底してください。
- ②人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底していただきますようお願いいたします。
- ③体調に違和感がある場合は、親しい人であっても会食はさけていただくようお願いいたします。

◆倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず、事前にかかりつけ医に連絡しましょう。相談先に迷う場合は「受診相談センター」にご相談ください。

受付時間:9:00~17:15 0120-567-492(コロナ・至急に)

聴覚に障がいがある方はFAX 0857-50-1033

上記以外 [東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆接触がご心配な方は、「接触者等相談センター」にご相談ください。

[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆誰もがどこでも感染する可能性があります。患者、医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されません。自分もいつ感染してもおかしくないと考え、新型コロナウイルス感染症に立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまを思いやり、支えあいの気持ちでみんなで応援しましょう。



# 感染警戒地域の見直しについて

第3波における全国の感染状況を踏まえ、地域区分及び基準数値の見直しを行う。

## 見直し(案)

※人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数

	区分	基準※
現行	感染留意地域(Ⅰ)	1.0~2.5人
	感染注意地域(Ⅱ)	2.5~5.0人
	感染特別注意地域(Ⅲ)	5.0~7.5人
	感染流行警戒地域(Ⅳ)	7.5人~15.0人
	感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)	15.0人~



改正(案)	感染散発地域(Ⅰ)	~2.0人
	感染留意地域(Ⅱ)	2.0~5.0人
	感染注意地域(Ⅲ)	5.0~10.0人
	感染流行警戒地域(Ⅳ)	10.0~15.0人
	感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)	15.0人~

# 緊急事態宣言解除に伴う県庁の対応

## ■ 職員の県外出張等の取扱

- 感染流行地域（「感染流行警戒地域(Ⅳ)」「感染流行嚴重警戒地域（Ⅴ）」）については、現在不急の出張を控えているが、今後は必要性を十分検討した上で、感染対策を徹底し行うこと

## ■ 年度替わりに行われる行事等の取扱

- 歓送迎会などを行うに当たっては、会食の際の留意事項（出席者間の適切な距離の確保、食事は短時間、大声を出さないなど）を守ること
- なお、大規模な懇親会等の職員同士の飲食を伴う集まりは、念のため避けること

## ■ 職場への出勤や会議等の取扱

- 県内外の感染状況を踏まえ、また、業務効率化の観点からも、引き続き、テレワークやテレビ会議の活用等を推進

## ■ 県外本部の対応

- 通常勤務体制とするが、基本的な感染予防対策（マスク着用、手指消毒等）のほか、職場における感染予防対策（鳥取型オフィスシステム、共用物品の消毒等）を通常よりレベルを上げて実施・徹底する

## ■ とっとり・おかやま新橋館（首都圏アンテナショップ）の対応

- 都の営業時間短縮要請に沿い、3月末まで午後9時までの営業とする

# 緊急事態宣言解除に伴う県庁の対応

## ■ 県主催イベントの対応（4/1～）

- プロモーション活動などイベントの実施に当たっては、基本的な感染対策のほか、三つの密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染予防対策を徹底すること

## ■ 人事異動に伴う対応

- 新規採用職員も含め、県外から異動してきた職員は、飲食につながる懇親会等を、来県から2週間程度は自粛するなど、感染予防対策に注意を払うこと

## ■ 新規採用職員の対応

- ✓ **4月1日付け鳥取県職員採用予定者について、感染予防対策を徹底**
  - ◆ 特に首都圏の学生などに対して、居住自治体の注意喚起（飲食につながる懇親会の自粛など）に留意するとともに、鳥取県への移動に際しても細心の注意を払うよう徹底
- ✓ **感染予防対策を徹底した「辞令交付式」を実施**
  - ◆ 密閉した狭い空間とならないよう、とりぎん文化会館において、辞令交付を代表者のみに絞るなどの短時間化を図った上で実施
- ✓ **健康状態を十分確認した上で4月1日に各所属へ配置**
  - ◆ 例年どおり、4月1日に各所属へ配置した上で、出勤前の検温も含め、基本的な感染予防対策を徹底

# みんなで新型コロナを抑えよう宣言

新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、各都道府県の実施にご協力いただくとともに、感染再拡大を防止するため、みんなで心ひとつに感染防止に取り組みましょう。

## ○ 改めて、基本的な感染防止策の徹底を！

- ・ 手洗い・換気などの感染防止策、特に飲食の場での黙食・個食・マスク飲食などを徹底
- ・ 特に、「密閉」、「密集」、「密接」の三密を避け、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意

## ○ 移動の多い年度末・年度初めは特にご注意を！

- ・ 都道府県境をまたぐ移動をする際は、基本的な感染防止対策を徹底
- ・ 移動先の自治体の要請や保健所の指示を守って、

## ○ 事業者の皆さまも引き続きご協力を！

- ・ 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、オンライン会議の一層の推進
- ・ 飲食店における座席間の距離の確保、アクリル板の設置、CO<sub>2</sub>モニターを活用した換気の徹底など

## ○ 新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別は絶対にやめましょう！

令和3年3月20日

全国知事会

# 第4波に備える医療提供体制の方針

## ○「早期検査」「早期入院」「早期治療」の鳥取方式の強化

- 身近なかかりつけ医等で検査を実施していただくことで感染を早期に探知
- 診療所での抗原検査キットによる検査実施、病院へのPCR等検査機器の導入を引き続き支援  
一日最大検査能力: 4, 900検体 ⇒ 5, 600検体(今年度末) ⇒ 6, 000検体(来年度整備後)
- 陽性者の家族等は即日検査し、翌日以降、職場や利用施設も濃厚接触者に限らず幅広く検査
- 陽性者は全員、即日又は翌日入院(宿泊療養は入院後に判断)
- バイタルデータ測定、CT画像診断などで必ずメディカルチェック

## ○コロナ患者の入院受入体制の充実 (本日時点の即応病床: 11病院198床)

- 入院患者数や感染発生動向を見ながらコロナ患者用の即応病床を機動的に確保し、救急や他の疾患等の患者に対する必要な医療を両立しつつ、引き続き最大確保病床の増加を図る(最大確保病床: 18病院317床)
- 医療機能(重症病床、中等症病床、回復患者受入れ、宿泊療養等)の役割分担を改めて確認し、病病連携によるコロナ患者や回復患者の円滑な転院調整を促進

## ○変異株に対する検査の迅速実施

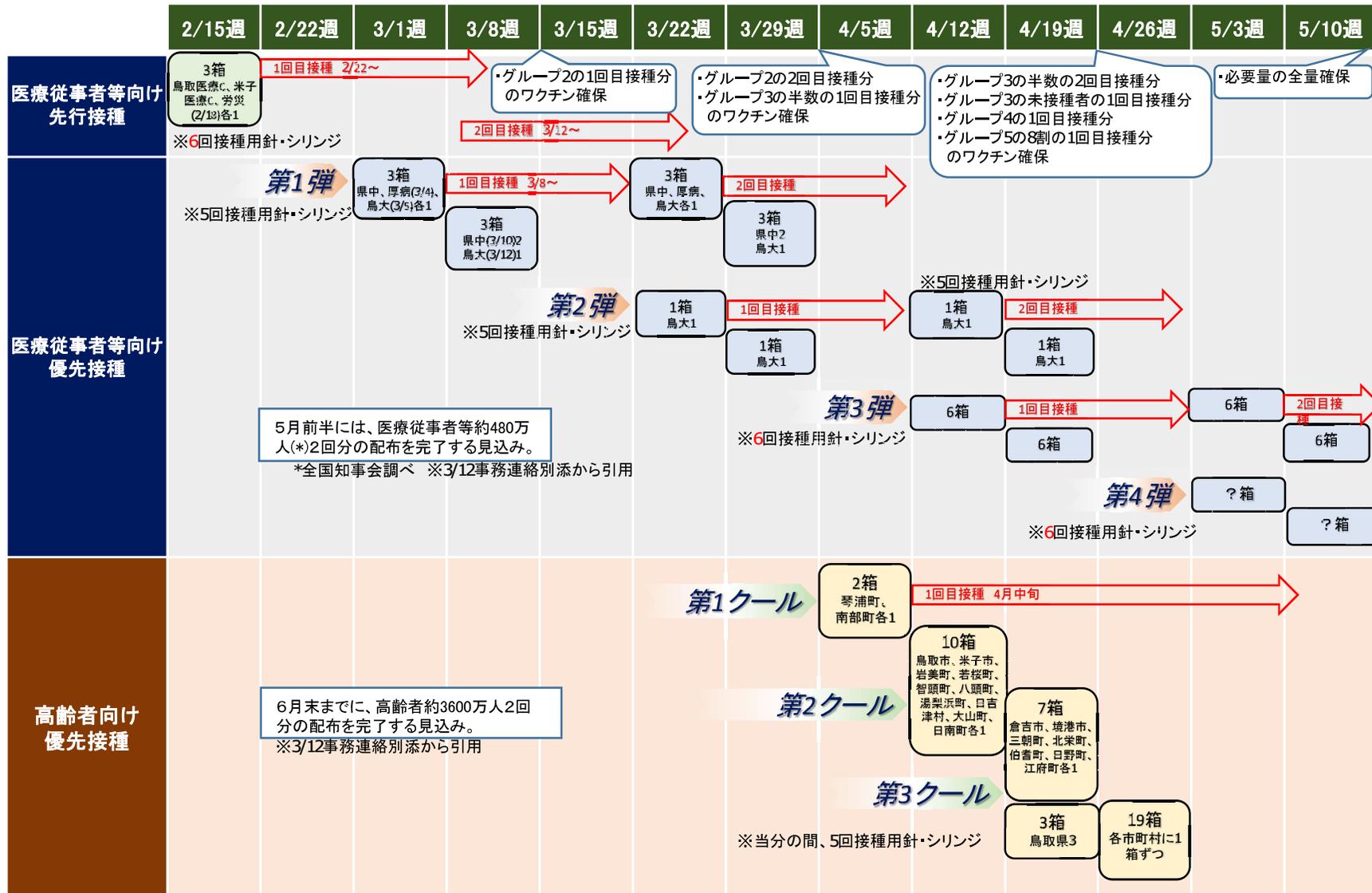
- 陽性確認したすべての検体について県衛生環境研究所で変異株のスクリーニング検査を実施するとともに、県衛生環境研究所に遺伝子解析の体制を整備していく
- 変異株が確認された場合、速やかに「新型コロナウイルス感染増大警戒情報」を発令し、県民への注意喚起や検査体制等の対策を強化

## ○社会福祉施設の感染対策の強化

- 体調不良等緊急通報制度、緊急行政検査などで施設内感染を早期に探知
- 感染者が1例でも発生した場合、高齢者施設感染発生即応チームが現地点検調査を実施。県・市町村の合同チームも現地派遣し、迅速に対応。

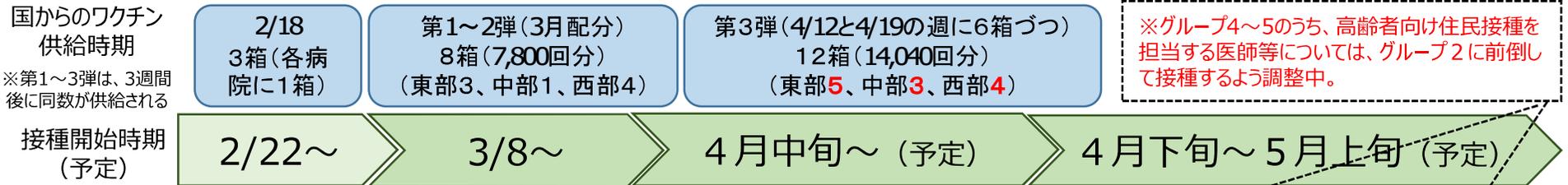
## ○市町村、関係機関と調整し、円滑なワクチン接種体制を整備

# 新型コロナワクチンの配送・接種スケジュール（令和3年3月19日現在）



# 本県における医療従事者等優先接種の進め方

- 医療従事者等への優先接種について、3月中に国から供給されるワクチンの分量が十分ではないため、本県では、新型コロナウイルス患者（疑い患者含む）との接触の可能性等を勘案して、段階的に接種を進めている（現在は、グループ2（対象者：約5,400人）の接種を実施中）。
- このたび、国から4月以降のワクチン供給及び高齢者向け住民接種のスケジュールが示されたこと等を踏まえ、グループ3以降については、以下のとおりのスケジュールで医療機関や関係団体等と接種開始に向けた調整を行っていく。



	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5		
対象機関	先行接種対象医療機関 3病院 ・鳥取医療センター ・米子医療センター ・山陰労災病院 	感染症指定医療機関・協力病院16病院 (新型コロナウイルスの治療に直接携わる医療職) 	感染症指定医療機関・協力病院16病院(その他の職) ※医療職のうち4月以降入職者もグループ3とする。	その他の病院23病院 	医科診療所関係者 	歯科診療所、薬局関係者 	自治体関係者等  
対象人数	1,733人	5,395人	3,939人	9,488人	4,366人		
(接種実績)	(1,132人)	(3,754人)	—	—	—		
累計人数	1,733人	7,128人	11,067人	20,555人	24,921人		
全体に占める割合	7%	29%	44%	82%	100%		

※ 対象人数については、あくまで現時点の想定。接種実績は、3/21時点（第1回目の接種を終えた者のみを記載）。

# 地域イベントにおけるガイドラインの策定

- 自治会が行う祭や地区運動会等、**地域住民だけが参加する小規模なイベントに特化したガイドラインを作成**

※既存の3種類のイベントガイドライン(公演、スポーツ、販売促進)を基に、  
地域イベントガイドラインを作成

## <地域イベントガイドラインの特徴>

### (1)項目をしぼって対策を実施

マスク着用、換気の徹底、人と人との距離の確保、適切な消毒、スタッフの健康管理等  
**事前に回覧板、チラシ等で、対策内容を周知**

### (2)具体的なイベントごとの対策例を記載

#### <花見、運動会、納涼祭、盆踊り、会合、カラオケ大会等を想定>

花見・・・飲食する場合はグループ間の距離をとったり他グループと背中合わせにする  
会話は控えめにし、お酒を飲む場合は深酒は控える

運動会・・・声援や応援歌は控え、拍手などで応援

トイレなど混雑が想定される場所には、立ち位置表示をしたり距離をとる  
よう呼びかけ、定期的な消毒など

カラオケ大会・・・マスク着用及び換気の徹底、歌唱場所から距離を2m以上とるなど

## <地域イベントガイドラインの対象外となるもの>

- ・公演、スポーツ、販売促進にかかるイベント
- ・地域イベントであっても、県に事前申出が必要となるもの  
(①全国的なイベント、②参加者が1000人を超えるイベント)

# 新型コロナ克服緊急応援事業の延長

## ○応援金支給実績(1事業所あたり10万円)

(3月16日現在)支給決定件数:3,065件、支給決定額:380,000千円

対象:既存の認証事業所及びこれから認証取得に取り組もうとする事業所

目的:徹底した衛生管理の継続に必要な経費

期間:2月1日~3月31日

## ○1都3県の緊急事態宣言の解除(3月21日)や、4月以降にGo Toトラベル再開が見込まれるものの、経済活動の即時回復を危惧

## ○県内飲食店からも、支援の継続を求める声が上がっていること、また、飲食店の感染防止対策を更に徹底する必要があることから、**飲食店に限り、応援金の申請期間を延長**

**3月31日まで ⇒ 4月30日まで**

## ○未申請事業者への対応

**3月22日 未申請の飲食店事業者へ申請を促す通知を发出**

# 「#WeLove山陰キャンペーン」の期間延長

GoToトラベル事業の再開が見通せない中、新型コロナの新規感染者数が比較的少ない山陰両県で連携し、「WeLove山陰キャンペーン」を実施。

(令和3年3月1日(月)～令和3年3月31日(水)) ※参加施設600以上

- 
- 観光産業をはじめ地域経済に大きな影響が及んでいる。
  - 3月から開始した「WeLove山陰キャンペーン」は、鳥取・島根両県の多くの県民の方にご利用いただいている。

引き続き両県が連携し、山陰の魅力の再発見と地域経済の回復を図るため、**実施期間を1か月間延長！(～令和3年4月30日(金))**

※GoToトラベルが再開された場合には、キャンペーンを終了します。  
※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、本キャンペーンの実施を見直す場合があります。

＜参考＞全国知事会緊急提言(令和3年2月27日)

Go To キャンペーン事業については、感染状況などの地域の実情を踏まえ、例えばGoToトラベル事業において感染が落ち着いている地域の宿泊施設をその地域の住民が利用する場合など段階的に再開するなど、感染状況に応じて適切に運用すること。

# 期間を1か月延長!

期間

4月30日(金)まで

※GoToトラベルが再開された場合には、キャンペーンを終了します。

鳥取県

島根県

限定!

＼ 山陰（鳥取県・島根県）の魅力を満喫しよう！ ／

## #We love 山陰 キャンペーン

鳥取・島根県民の方が対象の施設を利用される場合に、その費用を割引します!

宿泊施設

〈両県〉 **半額**

上限 5,000円

観光施設・体験型観光メニュー

〈鳥取県〉 **半額** 〈島根県〉 「しまねプレミアム観光券」

をご利用ください!

上限 3,000円

※〈島根県〉市町村独自の支援制度が設けられている場合は、併用不可

トリピー・しまねっから  
3つのお願い

1.本人確認書類を  
持参してね!

2.入口でアンケート  
に協力してね!

3.感染予防に  
取り組もう!



体験した山陰の魅力をSNS等で紹介して、みんなで地元を応援しよう! 😊 #WeLove山陰



## 市長メッセージ

市民の皆様はじめ、医療関係者の皆様、事業者の皆様におかれましては、日頃から新型コロナウイルス感染症の感染予防の取り組みと社会経済活動の両立にご尽力いただきまして、心より感謝申し上げます。

3月21日をもって政府が1都3県の緊急事態宣言を解除しました。しかしながら全国では感染者数は横ばい、あるいは微増の傾向がみられ感染のリバウンドが懸念されています。

4月を迎えるにあたり、緊急事態宣言解除と共に人の往来が増す時期となります。今一度、感染予防のための基本動作の徹底と、3つの密を避ける行動を継続し、感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まずは事前に「かかりつけ医」に連絡し、相談をお願いします。相談先に迷う場合は「受診相談センター」にご連絡をお願いします。

また、接種を希望される市民の皆様にワクチンを円滑に接種できるよう、現在、準備を進めています。接種券の配布時期、接種体制などワクチン接種に関する情報は随時お知らせしてまいります。

市民の皆様におかれましては気を緩めることなく、今後とも感染症対策にご理解とご協力をお願いいたします。